破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１０１号
兵庫県尼崎市南武庫之荘５丁目24番３号　サンパレス21南武庫之荘　106号、前住所神戸市北区有野町有野3441番地の５
債務者　小原　久幸
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１２２号
兵庫県尼崎市金楽寺町２丁目37番31号東
債務者　伊藤　博章
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１８号
兵庫県豊岡市泉町16番３号
債務者　矢部はずえ
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
兵庫県豊岡市泉町16番３号
債務者　矢部　武志
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第２０号
兵庫県美方郡香美町香住区沖浦915番地
債務者　福岡　修武
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第４２５号
栃木県栃木市大平町西野田271番地５
債務者　津和崎妙子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３６号
北九州市小倉南区徳吉西１丁目３番５―101号　アクシス小倉南
債務者　山口　武彦
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第８０号
福岡県遠賀郡水巻町高尾10番23号
債務者　野元　数代（旧姓松原）
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第８６号
北九州市小倉北区熊谷２丁目25番５号
債務者　西森　稲子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第９６号
北九州市八幡東区白川町10番30号　晴光荘
債務者　福田　信明
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１１０号
北九州市八幡西区幸神３丁目５番３―506号
債務者　浦田佐智子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１１８号
北九州市小倉北区赤坂１丁目４番25―103号
債務者　堤　　香
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３８号
佐賀県武雄市橘町大字永島4277番地１
債務者　相川　良枝
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第６４号
盛岡市永井23地割４番地24　コーポパレット202号
債務者　蒲澤　広実
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２２０号
愛知県北名古屋市片場都39番地２
債務者　近藤　里奈
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１２号
神戸市北区花山東町２番14―111号、従前の住所神戸市北区有野町唐櫃1941番地の９
債務者　笹　　広志
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４２号
神戸市兵庫区門口町４番21―903号、従前の住所神戸市兵庫区三川口町１丁目４番８ー101号
債務者　岡本　　茂
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部